

財務省告示第三百三十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十六年三月二十二日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年三月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第二百十八回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項
三	法律及びその条項の適	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替
四	発行方法	日本郵政公社による国債の募集
五	発行行	の取扱及び取得による発行
六	払込金額	八百九十五億七千六十万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成十六年三月二十二日
十	募集の価格	・ 一パーセント
十一	利率	（一）年
十二	経過利率の払込み	額に日本郵政公社総裁は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第十九号の規定する。期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 2}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものも、その振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額が、当該金額に百分の二十を乗じた金額である者、又は外国に居住する者が非居住者に取得した金額に(一)の算式により算出た金額が適用されることを除く。平成一十六年九月二十日支払金、及び次年度の算式により算出た金額を、その支払うべきときは、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

第十四 第二期以後の利子
 償還金 償還金 元金 払場所
 募集期間
 平成一十六年三月二日から平成一十六年三月二十日

十三 初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利息を支払う。平成一十六年三月二十日

十九

払込期日

平成十六年三月十六日
まで
十二日